

東法連 ニュース

2026年
(令和8年)
2月号
第459号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL: <https://www.tohoren.or.jp> Mail: info@tohoren.or.jp

新年賀詞交歓会

全国から約500名が参加し、盛大に開催

新春記念講演は

「日米中関係と日本の政治」

令和8年新年賀詞交歓会が1月21日、全法連との共催により帝国ホテルで開催され、全国から来賓や会員ら約500名(うち東法連関係は約200名)が参加した。

会は、齋藤保全法連・東法連会長の新年あいさつで開幕。来賓を代表



あいさつする齋藤保
全法連・東法連会長
として舞立昇治財
務副大臣があい
さつし、稲垣光
隆大蔵財務協会
理事長が乾杯の



あいさつする舞立昇治
財務副大臣



乾杯をする稲垣光隆
大蔵財務協会理事長



あいさつする小池百合子
東京都知事



講演する星浩氏

発声を行った。会場には、小宮敦史東京国税局長、武田康弘東京都主税局長のほか、福利厚生制度協力会社3社の社長らが列席した。さらに、会場に駆け付けた小池百合子東京都知事があいさつを行い、活気あふれる催しとなった。

交歓会に先立ち、新春記念講演が行われ、元朝日新聞社特別編集委員の星浩氏が「日米中



財務大臣納税表彰受表彰者の左から
佐藤一也副会長、秋山勉顧問
叙勲受章者の
飯野光彦副会長



国税庁長官納税表彰受表彰者の左から
藤井隆太副会長、清水和雄顧問、渡邊安雄理事、鈴木久理事



叙勲・納税表彰受章祝典

(敬称略・法人会名簿順)

令和7年秋の叙勲 納税功労 旭日小綬章	飯野 光彦 (副会長・北沢会長)
令和7年度 財務大臣納税表彰	小林 栄三 (顧問・元東法連会長)
	佐藤 一也 (副会長・上野会長)
	秋山 勉 (顧問・練馬東顧問)
	三橋 信介 (顧問・町田顧問)
令和7年度 国税庁長官納税表彰	藤井 隆太 (副会長・神田会長)
	清水 和雄 (顧問・小石川顧問)
	渡邊 安雄 (理事・杉並会長)
	鈴木 久 (理事・荒川会長)
	安江 文博 (顧問・西新井顧問)

関係と日本の政治」と題して講演した。
続いて、叙勲・納税表彰受章祝典(主催・全法連)が開催され、受章者65名のうち出席した34名に、齋藤会長から記念品が贈られた。
東法連関係の受章者は別掲の通り。

令和8年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！

特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

少額減価償却資産の特例
中小企業等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

賃上げ税制

①大企業向け 令和8年3月31日まで廃止されます。
②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日まで廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合は15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

基礎控除等の改正
①基礎控除及び給与所得控除 基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。概要については次のとおりです。
①認定住宅等の新築

住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年 ～ 令和9年	2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。借入限度額、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能となります。

暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗

号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

私算債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超え、超える者に引き上げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、この要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用して、場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止
1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
②不動産の小口化商品の対象とされて

いる貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になりました。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を收受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に對する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に對する消費税額の3割とすることができます。

②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

その他

③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得額の2割と19.3万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…
T・I・S 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-53363315 9508
FAX 03-53363315 4449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

厚生制度推進の
環境整備をテーマに
グループディスカッション

厚生共益事業委員会連絡協議会



あいざつする 第1回厚生共
益事業委員会
佐藤 連絡協議会
一也委員長
（佐藤一也厚

令和7年度

生共益事業委員長・上野法人会会
長)が12月15日、全法連会館で開
催された。当日は、厚生事業およ
び共益事業の活動推進状況につい
て報告が行われた後、参加者が3
グループに分かれ、「法人会福利
厚生制度推進における環境整備に
ついて」をテーマにグループディ
スカッションを実施した。

ディスカッションには、大同生
命等制度協力会社も参加し、チ
ャレンジ100〃をはじめとする
厚生事業推進に関する活動好事例
を共有。あわせて、制度内容の説
明やPRにおける制度協力会社の
関わり方、その際に生じる課題な
どについて活発な意見交換が行わ
れた。

新宿シティハーフマラソンに参加
健康づくりへの意識新たに

東法連

(公財)新宿未来創造財団な
どが主催する「第23回新宿シテ
イハーフマラソン・区民健康マ
ラソン」が1月25日、MUF
スタジアム(国立競技場・新宿
区霞ヶ丘)をメイン会場に開催
された。東法連は、

よう並木や新宿駅東口、神楽坂
など区内各地を巡るコースを、
約6千4百人の参加者とともに
力走した。完走した職員らは、
健康づくりへの意識を新たにし
ていた。

平成28年から大会プ
ログラムに広告を掲
載し、法人会活動の
PRを行っている。
当日は冬晴れの中、
榎原耕太郎専務理事
および事務局職員が



国立競技場で
スタートを待つランナーたち



ハーフマラソンに出場する
榎原専務理事(写真右)と事務局職員

ハーフマラソンに出
場。国立競技場をス
タートし、外苑いち

単位会 ニュース
「第5ブロック組織委員会」
を開催

第5ブロック

11月25日、第5ブロック組織
委員会がGINZA過門香(墨
田区)で開催され、各会から組
織担当副会長や組織委員長、専
務理事・事務局長、協力保険会
社らが参加した。

ブロック単位での開催は初の

試みで、黒沼公雄東法連組織副
委員長(江戸川北法人会)から
は、「東法連の委員会は参加会
が限られている。ブロックで開
催し事務局も参加することで、
より広く各会のアイデアや悩み
などが共有でき、協力し合える
ことも見えてくる」と開催の主
旨が伝えられ、活発な意見交換
が行われた。

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします!

法人二税について、税理士から法人へ「eLTAX利用者ID」を共有すれば、
法人側で簡単に電子納税ができます!

詳しくはこちら

税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード

法人



【eLTAXを装ったメール・SMS・詐欺サイト等にご注意ください!】

eLTAX になりすまして、支払を督促する不審なメール・SMSが確認されています。
eLTAX から支払を督促をすることはありません。
身に覚えのない不審なメール等が届いた場合には、速やかに削除してください。

【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課
TEL(直通) : 03-5388-2984